

省交国

重要物流道路制度を創設

背高 コンテナ 特車許可無しで走行可

国土交通省は物流で重要な役割を担う道路区間を「重要物流道路」に指定する制度を創設する。22日に召集される通常国会に道路法改正案を提出、制度化・予算措置を経て2018年度から全国で施策展開に入る。主要区間で40尺背高（ハイキューブ）コンテナけん引トレーラーが通行許可無しで走行できるよう交差点やトンネルの構造を見直すほか、自治体管理の道路の災害復旧を国が代行するための制度も整備。国際物流の効率化や災害発生時への対応力強化を図る。

道路法改正案を提出

重要物流道路は、現在 全国で約10万キロメートルが対象

全国的な主要ネットワークを再構築する形で指定する。対象は全国の高規格幹線道路や地域高規格幹線道路を主軸に、港湾、

特に、重要物流道路の一部区間では、車両の走

行経路や重量確認を前提に、現行の特車車両通行許可（特車許可）を取得することなく、国際海上コンテナけん引車両が走行できるようにする。現行の道路法車両制限令に基づき車両の一般的な制限基準が車両高さ3・8メートル、車両長12メートル、総重量20トンを設定されているため、現在は40尺背高コンテナを国内で陸送する際、特車許可の取得対象となっていた。

法改正後は、重要物流道路の新築・改築時の構造基準を見直すことで、トンネルの高さと交差点の構造を変更し、特車許可無しで通行できる箇所を増やす。これにより国際海上コンテナの国内輸送で主流となっている陸上輸送の効率化を促進。同時にトラックドライバーの人手不足問題への対応で導入が本格化しつつあるダブル連結トラックの普及などにもつなげる狙いがある。

さらに、災害発生時の対応として、地方自治体が管理する重要物流道路（代替・補完路を含む）については災害発生直後の道路啓開（通行可能にするための応急措置）や災害復旧を国が代行できるようにし、緊急物資輸送や物流復旧への取り組みを迅速化する。